



## 第四回港区地域コミュニティ検討委員会

### 「町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて」

令和7年11月4日

港区産業・地域振興支援部 地域振興課

## 本日の検討の流れ

1

### 1 現状

設立同意書が必要となる理由・背景

### 2 課題

現行の設立同意書の課題

### 3 アンケート結果

R6.12からR7.1に町会・自治会宛てに実施したアンケート結果の分析

### 4 特別区における状況

他区の独立に要する同意の状況（最新の調査状況）

### 5 今後の区への対応

区における今後の方向性

# 1-現状

## (1)「設立同意書」とは

⇒町会・自治会が補助金の交付を受ける団体になるために、区が定めた要件の一つ

【根拠】町会・自治会ガイドより抜粋（資料1-2を参照）

『既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要となります）』

※補足

- ・あくまで区が補助金を交付する対象団体となるための要件である。
- ・任意団体として自由に設立・活動すること自体を妨げるものではない。

## (2)なぜ「設立同意書」が必要か

設立同意書を必要とする主な理由は以下のとおり

- ① 円満な関係の維持
  - ・独立後も、既存団体と新しい団体が良好な関係を維持し、地域コミュニティ全体として連携・協力して取り組んでもらうため。
- ② 補助金交付対象の明確化
  - ・補助金を交付する団体の区域や数を正確に把握し、適正な財政支援を行うため。
- ③ 住民への分かりやすさの確保
  - ・住民が自身の居住エリアの町会・自治会を正しく認識できるように区域を明確化するため。

## (3)「設立同意書」の様式

資料1-3を参照

## (4)港区における町会・自治会の独立実績

区で残っている文書等により、既存の町会・自治会から独立したことを把握している町会・自治会は17団体ある。

そのうち、15団体がマンション自治会である。

独立時期	独立団体数
～平成10年度まで	2団体
平成11年度～平成20年度	5団体
平成21年度～平成30年度	8団体
令和元年度～現在まで	2団体

## 2-課題

### (1)独立を希望する側の視点

#### 独立の課題となる可能性

独立を希望する団体にとって、「設立同意書」が課題となるケースが想定される。

- ① 同意が得られない
  - ・ 既存の町会・自治会が同意しない限り、補助金対象団体として独立できない。
- ② 協議ができない
  - ・ そもそも話し合いのテーブルについてもらえない場合がある。
- ③ 不利な条件の提示
  - ・ 同意と引き換えに、独立希望側にとって厳しい条件を付けられる可能性がある。

⇒既存団体の優位性が、新しいコミュニティ活動の自由な発展を妨げる懸念がある。

## (2)既存の町会・自治会側の視点

### 地域活動の継続性・一体性への影響

一方で、これまで地域を支えてきた既存団体側の懸念もある。

#### ① 歴史・沿革の尊重

- ・長年にわたる活動の歴史によって築き上げてきた町会・自治会の形や地域のまとまり（領域性）が変化することから、新たな町会・自治会の設立には、既存の町会・自治会の同意が必要であるという考え。

#### ② 同意のない独立に対する懸念

- ・事前の相談や合意形成に向けた調整がないまま独立が進んだ場合、既存の町会・自治会の活動や運営に支障をきたすだけでなく、感情的な対立の要因ともなり、協力関係が失われる可能性がある。

⇒コミュニティの一体感が失われ、地域活動全体の停滞につながる懸念がある。

## (3)設立同意書による地域内対話の機会

一方で、既存の町会・自治会からの設立同意書の取得を要件とする場合には、以下のような効果もある。

#### ① 地域内の対話の促進

設立同意書の作成に向けた対話を通じて、地域の課題や住民の要望について意見交換が行われ、相互理解や今後の連携につながることもある。

#### ② 柔軟な対応の可能性

議論を通じて、初めて双方の状況や意向を把握し、結果として独立ではなく既存団体との協力を選擇するケースもある。

⇒設立同意に向けた対話が、地域内のコミュニケーションの契機となり、より良好な地域コミュニティの形成につながることもある。

## 3-アンケート結果

### (1)アンケート概要

**【実施時期】**

令和6年12月から令和7年1月

**【対象】**

港区内の町会・自治会宛てに実施（選択及び記述式）

**【主な内容】**

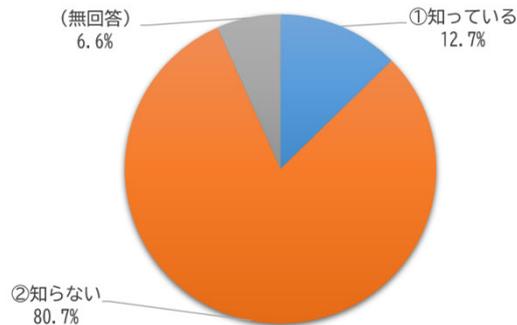
- ・町会・自治会への加入要件について
- ・会員数の確認方法について
- ・町会・自治会とマンションの関係について等

**【回答状況】**

- ・調査対象団体数：222団体
- ・回答団体数：166団体
- ・回収率：74.8%

## (2) 【現状①】 同意書制度の認知度

マンションなどが町会・自治会から独立して自治会を結成するには、町会・自治会から同意を必要としています。港区では同意書を必要としています。この制度をご存じですか。(N=166)

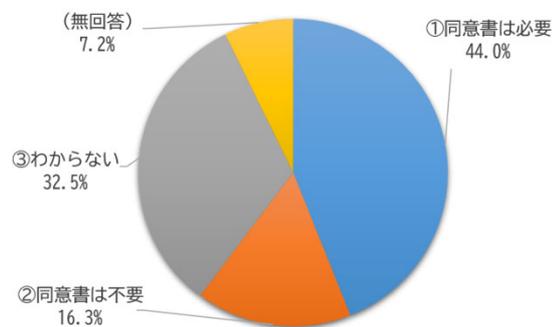


- 回答団体の大多数（80.7%）が、本制度の存在を認知していなかった。
- 以降の設問についても、制度の詳細を知らない状態で回答されていることに留意が必要。

⇒回答した団体の8割以上が、同意書制度を「知らない」。

## (3) 【現状②】 同意書の必要性についての意見

マンション自治会の結成に、同意書は必要だと思いますか？(N=166)

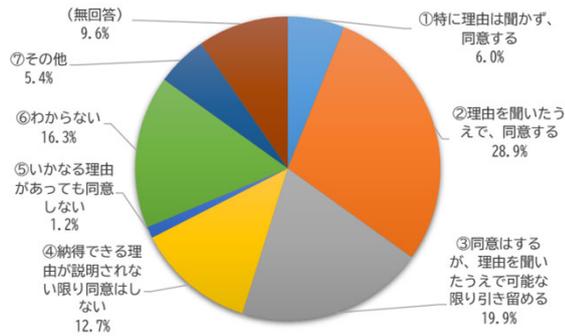


- 「必要」(44.0%)の主な理由：独立後の円滑な連携や、地域の秩序を維持するため等
- 「不要」(16.3%)の主な理由：記録は必要だが同意書である必要はないため、反対する理由はないため等
- 「わからない」(32.5%)

⇒「必要」が44%で最多だが、「わからない」も3割以上の回答があった。

## (4)独立の同意を依頼された場合の対応

同意書の記載を依頼された場合、どう対応しますか？ (N=166)



- ・「理由を聞いたうえで、同意する」(28.9%)が最も多く、概ね3割が選択している。
- ・次に「同意はするが、理由を聞いたうえで可能な限り引き留める」(19.9%)が多く、概ね2割が選択している。
- ・次に「わからない」(16.3%)が多く、制度を知らないことや相談の経験がないことが考えられる。
- ・「いかなる理由があっても同意しない」は1.2%に留まる。

⇒半数以上が理由の確認などをしつつも「同意する」意向

## (6)【補足】独立した側の動機と実態

《質問：マンション自治会を設立された経緯、町会・自治会から独立された経緯をお教えてください。》

- ・ マンション独自の活動の実施：(例) マンション単位での防災・コミュニティ活動に取り組むため。
- ・ 既存活動の不在：(例) 既存町会の活動がなかった。

《質問：マンション自治会を設立しているメリット・デメリットがあれば、お教えてください。》

### メリット

- ・ 運営の自由度：マンションの事情に合わせた意思決定が可能。
- ・ 行政との直接連携：区からの情報や補助金を直接受け取れる。
- ・ 管理のしやすさ：世帯や区域が固定されているため管理しやすい。

### デメリット

- ・ 地域との関係希薄化：活動がマンション内に限定され、地域とのつながりが薄くなる。
- ・ 運営負担の増加：独自の活動を行うための労力が大きい。
- ・ 災害時の不安：広域的な共助が受けられないのではないかと不安。

⇒独立の動機はマンション独自の取組が主なもの。運営の自由度という利点と、地域との繋がりへの懸念という課題がある。

## 4-特別区における状況

### (1)特別区における同意の状況

港区を除く22区に対して、既存の町会・自治会の区域から新たに町会・自治会が独立する際の同意の状況について調査したところ、以下のような回答があった。

《議事録・同意書など、意思決定を示す文書で確認》

- ・ 総会議事録の提出を求める区：独立を承認したことがわかる、既存町会の総会や役員会の議事録の写しで確認する。
- ・ 所定の同意書・承諾書で確認する区：既存町会の代表者が署名・押印した様式の提出を求める。
- ・ 区域変更・調整に関する書類で確認する区：区域の重複がないよう調整したことを示す書類で確認する

《区の職員が直接、または口頭で確認》

- ・ 区の職員が直接関係者に聞き取りなどを行って確認する。

《連合会による承認で確認》

- ・ 地区の町会・自治会連合会で承認を得る必要がある。

《その他》

・ 事例がなく、要件は定めていないが、発生した際は双方の合意を取ってもらうよう案内する。  
⇒全ての区において、既存の町会・自治会から独立する場合は、方法は区によって異なるが、実態としては同意を必要としている。

### (2)特別区における同意に関する課題

- ・協議の難航・停滞  
会長の体面などを理由に押印を拒否、双方の不信感から協議が進まない。
- ・住民の総意確認の難しさ  
独立希望が一部の意見か、全体の総意か判断が困難

⇒他区でも独立が困難なケースが発生しており、区が相談に応じたことがあるが、根本的な解決策は見つかっていない。

### 5-今後の区への対応

現状の課題と他区の調査結果等を踏まえ、今後の区における「設立同意書」の取扱いとして、以下の選択肢が考えられる。

案A 現行制度の維持

案B 現行制度に要件・注釈を付して見直し

案C 同意書に代わる手続の創設

案D その他

### 案A：現行制度の維持

【考え方】 現行の「設立同意書」による確認を継続する。

### 案B：現行制度に要件・注釈を付して見直し

【考え方】 現行の「設立同意書」による確認を継続した上で、様式の記載内容を見直し・注釈の追加により整理する。

#### 【具体的な見直し（案）】

- ・ 設立同意書の裏面や欄外に次の注釈を追記する。
  - 独立に当たっては、対等な関係で誠実に協議すること
  - 独立後も地域の活動に協力して取り組むよう努めること
  - 独立の承認にあたり、社会通念上困難な条件を付してはならないなど

**案C：同意書に代わる手続の創設**

【考え方】他区の手続等を参考とした「設立同意書」ではない方法による意思確認

**案D：その他**

【考え方】案A～C以外の対応を検討する。

- 1 現状の「設立同意書」の役割及び課題をどう捉えるか。
- 2 他区の動向やアンケート内容を参考に、今後の区における「設立同意書」の取扱いの方向性について、ご検討ください。